

令和2年度市民文教委員会調査報告書

生駒市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画について

令和3年1月28日

1 調査の概要

(1) 調査の背景と目的

2011年に策定されたごみ半減プラン(生駒市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画)は本年度で計画期間が終了し、2021年を始期とする新たな計画が策定される予定である。

このことから、新計画について、計画の素案の段階から調査を行うことで、課題を抽出し、提言等を行うため調査を実施した。

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画とは・・・

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることが義務付けられており、市町村全域において、発生するすべての廃棄物を対象に減量化や再生利用に係る具体的な方策や目標値を明記する。現計画は2011年に策定され、2021年までの10年間を計画期間としている。

(2) 調査の経過

| 調査日 | 調査内容・ヒアリング項目 |
|----------------------------|---|
| 令和2年6月15日 午前10時 | ●市民文教委員会 テーマ別調査の実施と調査テーマについて →テーマを「生駒市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画について」として調査することを決定。 |
| 令和2年7月22日 午後3時～午後4時30分 | ●市民文教委員会ヒアリング調査 →担当課から一般廃棄物処理計画の概要、現計画の取組状況、総括、次期計画の概要、策定スケジュールについて説明を受け、質疑を行った。 |
| 令和2年10月19日 午後1時～午後2時30分 | ●市民文教委員会ヒアリング調査 →担当課から現行計画の評価及び次期計画における基本理念、基本方針について説明を受け、質疑を行った。 |
| 令和3年1月15日 午前10時～正午 | ●市民文教委員会ヒアリング調査 →担当課から素案(重点施策、数値目標等)の説明を受け、質疑を行った。 |
| 令和3年1月28日 午前10時 | ●市民文教委員会 テーマ別調査報告書の取りまとめについて →報告書の内容を決定。 |

2 担当課へのヒアリング

調査にあたって、担当課に対するヒアリングを行った。ヒアリング内容の詳細については以下のとおりである。

(1) 第1回 ヒアリング調査

●日時

令和2年7月22日(水)午後3時～午後4時30分

●調査内容

一般廃棄物処理基本計画の概要、現行の計画に基づく取組状況、次期計画の概要について説明を受け、質疑を行った。



①一般廃棄物(ごみ)処理基本計画について

(法的根拠)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。

(対象区域、対象となる廃棄物)

対象区域は市内全域、対象となる廃棄物は市町村で発生するすべての一般廃棄物。減量化や再生利用に関する具体的な方策や目標値を明記する。

(構成、計画期間)

一般廃棄物処理計画は基本計画及び実施計画で構成されている。基本計画の計画期間は概ね10年から15年。概ね5年ごとに改正、諸条件に大きな変動があった場合は見直しを行う。生駒市の現計画は計画期間が10年。

基本計画に則した実施計画は毎年度策定。生駒市は毎年5月に実施計画を定めている。

(点検、評価、見直し)

PDCAサイクルにより継続的に点検、評価、見直しを行わなければならない。

(法令や他計画等との関係)

環境基本法、循環型社会形成推進基本法、奈良県廃棄物処理計画、生駒市総合計画、生駒市環境基本計画等との整合を図り取りまとめている。

②現行の生駒市一般廃棄物処理基本計画(ごみ半減プラン)についての取組状況について
ごみ減量化についての個別施策の取組状況

| 年月 | 個別施策の取り組み |
|--------|---|
| H23.10 | 収集ルート全市見直し |
| H23.10 | プラスチック製容器包装収集開始 |
| H23.10 | 事業系ごみに指定袋制を導入 |
| H24.4 | ごみ半減トライアル計画開始 |
| H24.4 | ごみ集積施設補助金対象に簡易型を追加 |
| H24.10 | 事業系ごみ処理手数料の値上げ(50円→100円)及び原則指定袋制導入 |
| H24.10 | 大型ごみの収集申し込みを1か月あたり10点に変更 |
| H25.4 | まごころ収集の収集地区見直し |
| H25.4 | 大型ごみ収集一日250件までに変更 |
| H25.7 | 一般廃棄物再生利用業の指定を開始 |
| H26.6 | レジ袋有料化に関する協定書締結 |
| H26.4 | 陶磁器製食器、ガラス製食器について、陶磁器原料への再生を廃止し、路盤材等へリサイクル |
| H26.10 | 小型家電回収BOXを設置(環境省の実証事業を活用) |
| H26.10 | 中間処理で生じ埋め立て処分していたガラスびん残渣を再選別しリサイクル開始 |
| H26.10 | 生ごみ処理機等補助率の変更 1/2→3/4 |
| H26.10 | 生ごみ処理機等補助対象にキエーロを追加 |
| H27.1 | インクカートリッジ里帰りプロジェクトを活用し、使用済みインクカートリッジ回収ボックスを設置 |
| H27.4 | 家庭系ごみの有料化 |
| H27.4 | 紙おむつ支給対象者に指定袋を給付 |
| H27.9 | 紙おむつに限り、指定袋以外の透明・半透明袋での排出を可とする。 |
| H27.9 | スプレー缶、ガスボンベ等の穴あけ排出廃止 |
| H27.9 | プラスチック製容器包装収集後中間処理残渣として出るごみ袋のリサイクル |
| H27.11 | 小型家電回収対象にパソコンを追加 |
| H28.4 | キエーロモニター制度開始 |
| H28.4 | 宅配便による小型家電の回収協定を締結し回収開始 |
| H28.7 | 生駒市ごみ減量市民会議を発足 |
| H28.6 | リユースできる家具などの無料回収 |
| H30.3 | フードドライブ開始 |
| H30.4 | かさ等棒状のごみを指定袋で排出可能 |
| R1.8 | 生駒市ごみ減量市民会議が活動を報告 |
| R2.4 | 集団資源回収補助金を期間限定の増額 |

③次期計画の概要について

(期間)

2021年7月から2031年3月までの10年間。

2026年に見直し、改正を行う。

(目的)

「取り組みやすく持続可能な処理計画の策定」という考え方で策定する。

(目標)

総合計画に記載している5年後のまち「総排出量の低減」「リサイクル率の向上」、数値目標「一人一日当たりの燃えるごみ排出量を2023年に405グラム」、生駒市環境基本計画に記載の数値目標「再資源化率を2023年に28.8%、家庭系燃えるごみの一人一日当たりの排出量405グラム」、望ましい環境「安全・快適で資源循環型のまち」「ごみの少ない、資源を有効活用する循環型のまちを形成します」等と整合性を図り、目標を定める。

(現計画の分析・評価)

現計画の分析・評価についても計画に盛り込む予定。

(その他)

生駒市はSDGs未来都市、ゼロカーボンシティ、100の複合型コミュニティの取組を進めていることから、それらの取組についても盛り込みたい。また、事業系ごみの資源化、エネルギー化についても現計画で取組が進んでいないことから、取り組んでいきたい。

●委員からの主な意見

- 現計画の中で、様々な取組を実施してきたのは理解するが、個別の取組でどれだけの減量につながったという分析はしないのか。
- 生ごみの減量に関して、現状から更に踏み込んだ形で進めることは非常に難しい。水を切る、無くす、堆肥化するといった取組が考えられるが、先進自治体の取組も参考に検討してもらいたい。
- 事業系ごみの減量の取組が進んでいない。懇話会の中に商工会議所からの委員も入っているが、事業系ごみの削減に向けて、商工会議所への働きかけの方法を考えないといけない。事業系ごみの減量にどう取り組んでいくのかわからない。
- 大型ごみのリサイクルの方法についても検討が必要である。まだ使用可能な家具が捨てられているケースもあり、非常にもったいない。清掃リレーセンターでリサイクルの取組を実施しているが、実施していることを知らない方もおり、周知不足である。また、リレーセンターへの持ち込みが困難な方もいることから、ストックできる敷地の確保等課題もあるが、先進自治体の取組も参考に検討してもらいたい。
- 次期計画については、現計画10年間の実状、実績を踏まえて具体的な、達成可能な計画にして貰いたい。目標と実際のかい離をどう埋めていくのか、わかりやすい計画及び数値目標とすることで、議会としてもチェックを行うことができる。取組できない施策があれば、その

代替施策をどうするのか考えないといけない。現計画の10年間はどこに向かって進んでいるのかわからない状況だった。

(2) 第2回 ヒアリング調査

●日時

令和2年10月19日(月) 午後1時～午後2時30分

●調査内容

現行計画の評価、次期計画の基本理念、基本方針について説明を受け、質疑を行った。

①現行計画の評価について

重点施策の①から⑦に沿って、最終目標年度(2020年度)の目標の達成状況の説明を受けた。

(現行計画の目標の達成状況)

2019年度実績からすると、目標値を設定したごみ発生量、ごみ排出量(市施設受入量)、焼却ごみ量、資源化量、資源化率のうち、ごみ発生量のみ目標を達成する見込み。

半減を目標とした焼却ごみ量は2019年度時点で基準年度と比較して約1割の減少にとどまった。

(ごみ半減実現のための重点施策の取組状況)

重点施策① “もったいない運動”の展開による発生抑制の推進

【取組状況】

もったいない食器市

リユース市(イベント、清掃リレーセンター内)(2012年度から実施)

レジ袋有料化(2014年6月から実施)

フードドライブの実施(2018年3月から実施)

重点施策② プラスチック製容器包装分別収集の実施

【取組状況】

全市収集(2011年10月から実施)

重点施策③ 家庭系ごみの中の資源化可能な紙類削減の取り組みの推進

【取組状況】

集団資源回収

燃えるごみ収集時の古紙回収(2011年10月から本格実施)

重点施策④ 家庭系ごみへの有料制の導入

【取組状況】

2015年4月から実施

重点施策⑤ バイオマス(生ごみ・剪定枝等)の資源化

生ごみ自家処理容器購入補助

剪定枝のチップ化(2020年4月から実施)

重点施策⑥ 事業系ごみ有料指定袋制導入

【取組状況】

重量制との併用(2011年10月から実施)

原則指定袋制(2012年10月から実施)

処理手数料(50円/10キログラム→100円/10キログラム)の見直し(2012年10月から実施)

重点施策⑦ 事業系ごみの減量・資源化促進のための取り組みの拡充

(総評)

ごみ発生量は目標を達成したものの、その他の目標が達成に至らなかったのは、重点施策⑤「バイオマス(生ごみ・剪定枝等)の資源化」、重点施策⑦「事業系ごみの減量・資源化促進のための取り組みの拡充」について、十分な施策が実施できなかったことが要因と考えられる。また、PDCAサイクルによる計画の進行管理についても取組が不十分だった。

②次期計画の基本理念、基本方針について

以下の基本理念、基本方針のもと今後重点施策等の取組を検討していくことの報告を受けた。

(基本理念)

誰もがごみ減量の取り組みを続けられるまち

(基本方針)

- 1 すべての市民が取り組みやすい5Rの推進
- 2 環境に配慮した行動の推進
- 3 事業系ごみの減量・資源化の推進
- 4 地域コミュニティの醸成

【現行計画の評価についての意見】

- 重点施策であるエコパーク21の整備が未実施であり、当該施策は生ごみを減量するための柱となる施策であったにも関わらず、計画策定段階で実現の可否について検討をしていなかったことが問題である。
- エコパーク21の整備について、「費用対効果を勘案し、実施していません」という評価は違和感を覚える。やると決めたら費用をかけてでもやるという市のスタンスではないのか。
- エコパーク21を改良した場合、費用がどれだけかかるのか、市民にどれだけ負担がかかるのか市民に公表し、説明することが必要だったのではないのか。

- 家庭の生ごみが資源化できなかつたのはエコパーク21に責任があるが、他の施策も含めて資源化率をどの施策でどう上げていくのか計画はあったのか。
- 生ごみの減量についてはリサイクル処理にこだわらず、減量という観点から実施することも一つの手段。埼玉県久喜宮代衛生組合が生ごみを集めて9割の減容化を実施している。生ごみのリサイクルにこだわると困難である。
- 生ごみ減量については京都市の「生ごみ3キリ運動」も参考にしているのか。
- 剪定枝を肥料化することについて、どのように考えているのか。四條畷市は既に実施している。シルバー人材センターも含めてどう働きかけていくのか。検討してもらいたい。
- 事業系ごみの削減については商工会議所への働きかけが不可欠、商工会議所に足を運ぶ、事業者にも足を運ぶ、などして協力してもらわないといけない。
- 事業所に対する取組は、規模、業種も様々であることから対象を絞って重点的に行わなければいけない。
- 家具のリサイクルについても検討したほうがよいのではないかと。置く場所の確保が課題ではあるが、空き家の活用等も検討したらどうか。もったいない、ものを大切にすること徹底してもらえたら。他の自治体で参考となる施策があれば検討してもらいたい。
- 現行計画の評価の記載方法(見出しとなる数字の振り方等)をわかりやすくするように再考してもらいたい。
- ごみの量について容量の評価を取り入れることが必要だと記載があるが、容量の評価を取り入れることで、市民の気持ちとしてはごみが減った気になるが、目的が何なのか考えないといけない。

【基本方針、基本理念についての意見】

- 基本理念について、何の目的のためにごみの減量をするのかがわからない。ごみの減量化が目的ではない。ごみの減量化を行い、環境に配慮した次世代に負担のないまちを作ることが目的ではないのか。目的と手段が逆になっている。
- 基本理念の中の「SDGsの考え方を活用し」、という中の「活用し」という意味がわからない。また、「次世代に負担を残すことのない」との表現の次世代の負担とは金銭的負担なのか、何に対する負担なのか明確にする必要がある。
- 基本理念に関連するSDGsのゴールの記載が分かりにくい。
- 理念(ゼロカーボンシティ)はできるだけ文章の前の方に書く方がよいのではないかと。後ろに置くと具体的にどうするか書かないといけない。
- 基本理念を変更する場合、基本方針の「環境に配慮した行動の推進」の書き方が変わってくるので書き方の検討が必要。解説が大きな記載になりすぎている。
- 市民という表現は、自治基本条例では市民に事業者も含まれることから、書き分けを明確にする必要がある。

- 基本方針の「事業系ごみの減量・資源化の推進」の解説は、表現が事業者にとって厳しいものとなっているので書き方の検討が必要ではないか。
- PDCAをまわすためには数値目標を設定して、追いかけていくことが必要である。最初の計画が完璧な計画ではないという認識に立つことが前提。計画をできるだけ数値化して、PDCAをまわしていくことが必要。

(3) 第3回 ヒアリング調査

●日時

令和3年1月15日(金)午前10時～正午

●調査内容

生駒市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(素案)の策定について(10ページから13ページを参照)



●委員からの主な意見

- 1ページについて、生駒の家庭ごみ排出量のピークは平成12年で、そこから平成20年までに一人当たりで25パーセント減っている。その事実を紹介することで市民の努力によってごみが減ってきたことを記載できるのではないか。
- 1ページについて、「今回とりまとめた『生駒市一般廃棄物処理基本計画～』」は目標実現のための基本戦略を定めたものです。」との表現の目標実現は何の目標かわからない。SDGsなのかゼロカーボンシティなのか明確にした方がよい。
- 2ページについて、1-3計画の位置付けにおいて、広域連携事業とは何か。具体的な記載が必要ではないか。
- 4ページについて、65歳以上の方は概ね元気であり、ごみ出しや分別についての理解が困難となるのは更に高齢の方になるのではないか。85歳以上をベースにするのではどうか。
- 7ページについて、生駒市のごみの排出量が少ないことがわかるが、市民の協力があつたからとの一文を記載した方が良いのではないか。
- 表18、第3章について、1人1日当たりの燃えるごみ排出量についても削減率は15%に統一したらどうか。
- 23ページ、フードドライブの記載。「家庭で余っている食品を福祉施設や団体に寄付する」との表現は検討した方が良いのではないか。金銭的に困っているからというような意味合いでとられてしまうのではと思う。表現を変更するべきではないか。

- 表18事業系ごみの排出量は人口減少に伴って5%下がるかは疑問。家庭系とは状況が異なる。
- 表18「人口減少による削減率」⇒「減少見込み」ではないか。自然に減少するものであって、削減とは違うのではないか。表現の修正が必要ではないか。
- 23ページ、剪定枝について、家庭から出る剪定枝についての記載はあるが、公園や街路樹の剪定等事業系の剪定枝は量も多いが、記載がない。竹林園に大型の破碎機があるにも関わらず活用されていない。
- もったいないという観点からの記載が少ない。リレーセンターに持ってきたものをオークションに出しているが、持ってきたものだけになっている。ごみとして捨てられるものでも人によっては使用する人もいるのではないか。大型ごみを高齢者は持っていけない。もう少し検討してもらいたい。
- 23ページについて、給食残渣の資源化は見通しがあるのか。「資源化の検討」なのか、既の実施しているのなら、「資源化の拡大」なのか、表現の検討が必要
- 生ごみについても、具体施策5Rについての取組募集と同じような形での啓発の取組を行うのはどうか。
- 21ページ、「イベント等を継続的に実施します。」22ページ、「リーフレットをイベント等で配布します。」イベントも大事だが、イベントしかないのか。イベントに来る人は意識、関心の高い人であり、いかに意識、関心の低い人へ啓発していくのかが大事ではないか。
- 25ページについて、「ごみ分別アドバイザー」の記載、ごみを削減するためのアドバイザーじゃないのか、分けるだけが目的ではなく、最終の目的は削減することではないか。
- 25ページ「100の複合型コミュニティづくり」について、今年度は6自治会のうち3自治会がごみ関連。100と言いながら、実際に今年度実施しているのは3自治会。毎年度100になるわけでもない「地域コミュニティの活用」といった表現でいいのではないか。
- 24ページ、25ページ「事業系ごみの排出方法の見直し」との表現について、見直し出来るのか。明確化なのではないか。
- 事業系ごみの減量、資源化については、事業者としての責務を明確に記載する必要があるのではないか。

3 生駒市一般廃棄物処理基本計画について

(1) 策定の目的

一般廃棄物処理基本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき策定される計画で、市の一般廃棄物の処理に関する計画を定めるとともに、長期的な視点に立った基本方針を示すもの。前計画の策定から計画改定の日安となる10年が経過したこと、本市のごみを取り巻く社会情勢の変化に対応し、一般廃棄物の発生抑制や適正処理を総合的、計画的に推進するため、策定する。

(2) 位置付け

「第6次生駒市総合計画」及び「第3次生駒市環境基本計画」、また国や奈良県が策定する計画（環境基本法、廃棄物処理法、奈良県廃棄物処理計画）とも整合を図る。

(3) 期間

2021年度を初年度とし、10年後の2030年度を最終目標年度とする。
計画期間内でも、中間年となる5年後の2025年度を目処に、計画の見直しを行う。
また、社会経済情勢や、廃棄物・資源化に関する法律・諸制度が大きく変化した場合、本市の実態と本計画の内容に差異が生じた場合などにおいては、適宜計画を見直す。

(4) 方針

① 基本理念

誰もが環境に配慮した行動を続けられるまち

② 基本方針

1 すべての市民が取り組みやすい5Rの推進

市民が5Rに取り組めるよう、「リユース」の拠点の拡大や「リペア」をしてくれるお店の紹介等の広報・情報発信等を積極的に実施し、5Rの実施を進める。

2 環境に配慮した行動の推進

バイオマスの資源化を進めて、脱炭素社会の実現に貢献するとともに、あらゆる主体と連携したまちの美化や不法投棄対策を推進していく。

3 事業系ごみの減量・資源化の強化

事業者が責任を持って、ごみの減量、分別排出を徹底するとともに積極的にごみの資源化に取り組むように、展開検査や事業所への立ち入り検査などを実施・強化する

4 地域コミュニティの活用

100の複合型コミュニティを活用したごみの減量・資源化を進めるとともに、ごみの減量・資源化を通じて地域の活性化を図ることを目指す。

③目標値

ごみ排出量の15%削減を目指す。

・ごみ排出量

【33,780トン(2019年度)→28,699トン(2030年度)】

・家庭系ごみ排出量

【24,759トン(2019年度)→21,040トン(2030年度)】

事業系ごみ排出量

【9,021トン(2019年度)→7,659トン(2030年度)】

④基本施策

4つの基本方針に基づき、9つの基本施策を設定した。

【施策体系】

| | |
|---------------------------|---------------------------------|
| 基本方針1 すべての市民が取り組みやすい5Rの実践 | |
| | 基本施策① ごみを出さない行動の推進 |
| | 基本施策② 分かりやすい情報提供と環境教育の実施 |
| | 基本施策③ 食品ロスの削減 |
| 基本方針2 環境に配慮した行動の推進 | |
| | 基本施策④ バイオマスの資源化 |
| | 基本施策⑤ 安心・安全なごみ処理体制の構築 |
| 基本方針3 事業系ごみの減量・資源化の強化 | |
| | 基本施策⑥ 事業系ごみの減量に向けた取り組み |
| | 基本施策⑦ 事業系ごみの資源化の促進 |
| 基本方針4 地域コミュニティの活用 | |
| | 基本施策⑧ ごみを切り口とした100の複合型コミュニティづくり |
| | 基本施策⑨ すべての市民が暮らしやすいまちづくり |

基本施策① ごみを出さない行動の推進

(具体施策)

- ・家庭系指定ごみ袋サイズダウンセレクト
- ・リユース品のオークション販売
- ・世代別フリマアプリ活用講座の実施
- ・キッズフリーマーケットの実施等

基本施策② 分かりやすい情報提供と環境教育の実施

(具体施策)

- ・5Rについての取り組み募集
- ・5Rの啓発についてのリーフレットの配布
- ・各種の修理実施事業者の紹介ページ作成
- ・ごみガイドブックの見直し
- ・AIを使ったごみの分別案内、ごみに関するポータルサイト開設
- ・自治会懇談会等の実施
- ・単身者や学生等へのごみの分別・資源化の啓発
- ・子ども5Rアドバイザーの養成

基本施策③ 食品ロスの削減

(具体施策)

- ・家庭や飲食店での「食べきり」運動を推奨
- ・フードドライブ、食品トロックの実施
- ・給食残渣の資源化

基本施策④ バイオマスの資源化

(具体施策)

- ・剪定枝破碎機の貸し出し拡充
- ・生ごみの資源化

基本施策⑤ 安心・安全なごみ処理体制の構築

(具体施策)

- ・不法投棄対策
- ・環境にやさしいごみ袋の
- ・生ごみの資源化

基本施策⑥ 事業系ごみの減量に向けた取り組み

(具体施策)

- ・事業系ごみ排出方法の見直し
- ・事業系ごみガイドブック作成
- ・イベントごみの減量
- ・業種別に取り組める減量手法の啓発

- ・紙ごみの減量方法の検討

基本施策⑦ 事業系ごみの資源化の促進

(具体施策)

- ・事業系ごみの実態把握、展開検査の実施
- ・事業所訪問によるごみの資源化啓発、ごみの分別指導
- ・優良事業者表彰制度

基本施策⑧ ごみを切り口とした100の複合型コミュニティづくり

(具体施策)

- ・100の複合型コミュニティを活用したごみ減量の促進
- ・ごみ分別アドバイザーの養成
- ・断捨離支援

基本施策⑨ すべての市民が暮らしやすいまちづくり

(具体施策)

- ・まごころ収集の拡充
- ・ごみ集積所の設置基準の見直し

(5) 計画推進のために

①PDCAサイクルによる計画の進行管理

本計画に基づき毎年度実施する施策内容を取りまとめる一般廃棄物処理実施計画の策定時に、品目別ごみ排出量、焼却処理量、基本施策の実施状況を点検・評価し、その結果をもとに前年度の一般廃棄物処理実施計画を見直すことによる進行管理の実施を目指す。さらに2025年をめどに計画の中間見直しを行う。

②進捗状況の公表

計画の進捗状況に関する点検・評価の結果は、ホームページ等を活用して、市民に公表する。

※記載している一般廃棄物処理基本計画の内容は素案策定段階で説明を受けたものであり、その後変更している場合があります。

4 先進自治体へのヒアリング

先進自治体の取組を参考に、本市での取組に資することを目的とした調査を実施した。(調査期間:令和2年12月17日~令和3年1月14日、調査方法:質問文書のメール送受信及び電話による聞き取り)

調査にあたっては、①生ごみの減量について②家庭系ごみの有料指定ごみ袋の一定量無料配布について③事業系ごみの減量についての3つの切り口から9自治体に対して調査を行った。

(1) 調査実施自治体及び調査項目

| | 自治体名 | 調査項目 |
|---------------------------|-------------|--|
| 生ごみの減量について | 埼玉県久喜宮代衛生組合 | 生ごみ減容化(HDMシステム)及び堆肥化事業について |
| | 茨城県土浦市 | 生ごみ分別収集事業について |
| 家庭系ごみの有料指定ごみ袋の一定量無料配布について | 大阪府箕面市 | 家庭系ごみの有料指定ごみ袋の一定量無料配布について |
| | 千葉県野田市 | 家庭系ごみの有料指定ごみ袋の一定量無料配布について |
| 事業系ごみの減量について | 東京都武蔵野市 | (1)多量排出事業者への減量指導、啓発について (2)事業系一般廃棄物の処理手数料適正化に向けた取組について (3)Ecoパートナー認定表彰制度について |
| | 神奈川県海老名市 | (1)排出事業者への減量指導、啓発について (2)生ごみ処理機購入等の支援策について |
| | 千葉県浦安市 | (1)排出事業者への減量指導、啓発について (2)クリーンセンターへの不適正な搬入の阻止に向けた事業系ごみの処理方法ガイドラインの作成について及び「搬入改善指導書」の運用について |
| | 石川県金沢市 | (1)「いいね・食べきり推進店」登録制度について (2)「古紙取扱事業者登録制度」について |
| | 大阪府茨木市 | 事業系ごみの減量に向けた取組について |

(2) 調査結果(抜粋)

①茨城県土浦市

| 生ごみ分別収集事業について | |
|-----------------|---|
| ①取組開始の経緯、目的について | <ul style="list-style-type: none"> ・「土浦市バイオマスタウン構想」(平成 21 年度策定)において、生ごみの再資源化及び利活用について位置付けていたところに、平成 24 年に民間処理施設が建設された。 ・平成 24 年 7 月にモデル地区(3 町内)で分別収集事業を開始し、平成 27 年 4 月から市内全域での実施を開始した。 |
| ②取組内容、実施体制について | <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ用指定袋(自由流通方式、処理手数料上乘せ無し)に入れ、可燃ごみの収集日にごみ集積場に排出する。 ・集積場に出された生ごみは、収集委託事業者が収集運搬を行い、処理は民間の処理施設に委託している。 ・生ごみは、堆肥・メタンガスとしてリサイクルを行っている。 |
| ③事業費用について | <ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬費(可燃、容器包装プラスチックも合わせて委託契約をしている。そのため、生ごみの費用相当分を記載。) 平成 27 年度(事業開始年度): 169,711,000 円 令和元年度 : 171,277,000 円 ・処理委託費 平成 27 年度: 143,048,000 円 令和元年度: 121,879,000 円 |
| ④取組の効果について | <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル率の上昇: 平成 26 年度 11.9%→平成 27 年度 21.7% (ただし、同時に容器包装プラスチックの分別収集も開始) ・分別収集実施前は、燃やせるごみの中で最も高い重量比を占めていた生ごみの分別収集を行うことで、可燃ごみ焼却施設と最終処分場の延命化の効果があつた。 |

| | |
|----------------|---|
| ⑤ 課題と今後の取組について | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度に実施した可燃ごみの組成調査では、生ごみが 16.6% (3 回の平均値)含まれており、まだ削減できる余地があることから、分別についての啓発等を継続する。 ・容量の小さい生ごみ指定袋を作ってほしいとの要望があるため、今後検討する予定である。 |
|----------------|---|

②大阪府箕面市

| | |
|-------------------------------------|---|
| 燃えるごみ専用袋の一定量無料配布によるごみの減量について | |
| ① 取組開始の経緯、目的について | <p>(経緯)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人あたりの家庭ごみ排出量が増加傾向にあった本制度施行前、ごみ減量資源化における経済的手法についての検討を進め、箕面市廃棄物減量等推進審議会で市の諮問を受け、答申のうえ本制度を導入した。 <p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「経済的手法」として、一定以上のごみ排出量に対して経済的な負担を設定することにより、ごみ減量への意識付けを行うため。 |
| ② 取組内容、実施体制について | <p>(取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯人員数に応じて総排出量を設定し、その量に対して燃えるごみ専用袋を無料配付する。 <p>(実施体制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・箕面市内に「箕面市指定ごみ袋等取扱店」を約 100 店舗設置 |
| ③ 事業費用について | <p>令和元年度決算ベースの実績</p> <p>(消耗品費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・99,030,892 円 <p>(印刷製本費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 923,508 円 <p>(通信運搬費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3,689,882 円 <p>(委託料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12,366,737 円 |

| | |
|---------------|---|
| ④取組の効果について | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年 10 月の燃えるごみ専用袋無料配付制度の見直しを機に、着実に減量が進んでいる。 ・燃えるごみの排出量実績はすでに 14.1%の削減効果(平成 28 年度実績、対 14 年度比) |
| ⑤課題と今後の取組について | <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ排出量の変化に注視する。 <p>(今後の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年 8 月に40ℓサイズの燃えるごみ専用袋を追加したため、特に大きな取り組みを考えていない。 |

③東京都武蔵野市

| | |
|-------------------------------|---|
| Ⅰ 多量排出事業者への減量指導、啓発について | |
| ①取組開始の経緯、目的について | 平成 13 年度に事業系持込ごみが可燃ごみの 4 割に達し、焼却灰最終処分地の窮状が背景にあり、当該ごみの減量が急務であったため、事業系ごみ減量指導の取り組みの強化を開始した。 |
| ②取組内容、実施体制、事業費用について | 平成 14 年に事業系ごみ減量指導に特化した専門班を創設し、廃棄物処理法第 19 条を根拠とした立入検査等による多量排出事業者に対する指導を実施した。検査等の実施には一定の人員確保が必要であったため、当該専門班には、ごみ収集現場の実情を熟知している現業職員を中心に配置した。 |
| ③取組の効果について | <p>下記の段階的な指導により、一定の成果(平成 13 年度 15,818 トン→令和元年度:6,377 トン▲59.7%)を得ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成 15 年度以降:雑紙の分別・資源化指導 ②平成 17 年度以降:廃プラスチック等産廃の分別指導 ③平成 18 年度以降:生ごみの分別・資源化の要請 ④事業系一般廃棄物処理手数料適正化 |

| | |
|----------------|---|
| ④ 課題と今後の取組について | <p>下記の課題、及び景気の動向等に注視し、取組を維持継続する。</p> <p>①生ごみ資源化施設の搬入制限により、資源化される予定の生ごみが可燃ごみして戻り、事業系ごみが増加する事例があったこと。</p> <p>②大型店舗、飲食店の増加に比例してごみ量が増加傾向であること。</p> <p>③中国の廃棄物禁輸措置により、搬入不可物（雑古紙、廃プラ等）が巧妙に隠匿された形で搬入される可能性があること。</p> |
|----------------|---|

| | |
|--------------------------------------|--|
| 2 事業系一般廃棄物の処理手数料適正化に向けた取組について | |
| ①事業系ごみのクリーンセンターへの搬入手数料値上げに至った経緯について | <p>事業者の適正な負担及びリサイクルの促進のため、平成5年以降未改定であった事業系ごみ処理手数料を、平成 25 年度より 20 円→40 円/kgに改定した。</p> |
| ②取組内容（事業者への周知方法、料金設定の根拠等について） | <p>周知は、多量排出事業者40社、許可業者28社、及び商業者団体に対する個別に説明、及び「事業系ごみ分別・減量資源化の手引き」の手数料値上げ特集号の配布等により実施した。</p> <p>料金改定の算定根拠については、当該ごみ処理実経費を直帰年度の事業系ごみ持込量で除して算出し、改定前の原価負担率（40%）の適正化の必要性を説明した。改定後の原価負担率は 80%である。</p> |
| ③取組の効果について | <p>さらなる事業系ごみの減量（適正化前・平成 24 年度：9,494 トン⇒適正化後・平成 25 年度 6,862 トン▲28%。令和元年度は 6,377 トン）</p> |
| ④課題と今後の取組について | <p>小規模事業者（市指定事業系有料ごみ処理袋を使用する事業者）の処理手数料は改定前の金額に据え置かれ、費用負担の公平性の観点からの課題はある。</p> |

| | |
|------------------------------|--|
| 3 Eco パートナー認定表彰制度について | |
| ①取組開始の経緯、目的について | <p>「事業活動においてエネルギー・資源の消費を抑えながら、ごみの発生を可能な限り抑制し、その上で発生するごみについても生ごみ・雑紙の全量資源化を実践してきた功績」を認定し、ごみの減量及び資源化を動機付ける目的で、平成 19 年度に創設された。</p> |

| | |
|---------------------|---|
| ②取組内容、実施体制、事業費用について | 事業開始当初は、食品関連事業者を中心に高コストを負担して生ごみの資源化を実施している事業者に報いるための認定基準だったが(事業系ごみ処理手数料 20 円/kg、生ごみ資源化コスト約 30 円/kg)、平成 26 年度に市内全事業者を対象とするよう当該基準の見直しを行った。実施主体は事業系ごみ対策専門班であり、事業費用は令和 2 年度予算 347 千円(認定ポスター、ステッカー、盾、表彰状等)である。 |
| ③取組の効果について | 認定事業者の増加(平成 19 年度・16 事業者→令和元年度・29 事業者) |
| ④課題と今後の取組について | 実態として、認定事業者(認定表彰を申請する事業者)が、一定規模以上の事業者になってしまうこと。 |

④大阪府茨木市

| | |
|---|---|
| <p>事業系ごみ排出事業者への減量指導、啓発の取組について (特に、「事業系ごみの正しい処理と減量・リサイクルについて」の制作、配布の取組、研修会の実施、訪問指導等の取組について) ※以下、「事業系ごみの正しい処理と減量・リサイクルについて」については、「パンフレット」と記載します。</p> | |
| ①取組開始の経緯、目的について | <p>①事業者責任と適正排出の周知、②一般廃棄物・産業廃棄物の分別の周知、③プラスチックごみを始めとする事業系ごみの資源化率上昇を目的に、パンフレットによる啓発を平成 13 年度から、研修会を平成 19 年度から開始。</p> <p>なお、訪問指導については、本市条例の全部改正(平成 19 年 10 月 1 日施行)により、事業系一般廃棄物の多量排出事業者(月5トン以上「月3トン以上に平成 24 年 10 月 1 日改正」)に対し、事業系一般廃棄物減量計画書の作成・提出等を義務付けたことから、直接指導及び啓発のため平成 20 年度から開始。</p> |

| | |
|----------------------------|---|
| <p>②取組内容、実施体制、事業費用について</p> | <p>パンフレットは作成後、郵送にて配布(約3,000事業者)。また、研修会や事業者訪問時にも配布。</p> <p>研修会は外部から講師を招き、事業系一般廃棄物の多量排出事業者の廃棄物管理責任者及び収集運搬許可業者における責任者を対象に年1回実施。(対象約120事業者の内、約30事業者参加)</p> <p>訪問指導は事業系一般廃棄物の多量排出事業者から、搬入不適物を排出した事業者及び排出品目が多岐にわたる業種等を絞り込み、職員2名にて実施(対象約120事業者)。なお、訪問時においては、提出された事業系一般廃棄物減量計画書に基づき、「ごみの発生抑制・減量の取組・問題点・課題」「再資源化への取組」「集積場所の状況」等を聞き取り、指導を行う。</p> <p>費用については、令和元年度リーフレット:878千円(印刷製本費235千円 4,000部、郵送料643千円 3,000部)、令和元年度研修会講師謝礼:50千円。</p> |
| <p>③取組の効果について</p> | <p>直近10年間の排出量は、おおむね平成29年度まで順調に減少していたが、平成30年度・令和元年度においては、災害等の影響から増加に転じている。また、事業者訪問における直接的な効果としては、パンフレット及び「大阪府登録廃棄物再生事業者名簿」を用いての説明及び指導を行うことにより、適切な分別及び再資源化への取組が行われている。</p> |
| <p>④課題と今後の取組について</p> | <p>一般廃棄物と産業廃棄物の区分意識が欠如している事業者に対しては、より具体的品目を明記した一覧表を掲載するなど、わかりやすいパンフレットに見直す必要がある。</p> <p>また、コロナ禍での事業者訪問は医療関係機関を対象から除外するなど、事業者を厳選し、最大限の感染防止に努める必要がある。</p> |

(3) 先進自治体へのヒアリングを踏まえた委員意見

- 燃えるごみの組成調査結果から、食品ロスと調理くず合わせて4割を超え、令和元年度推計で約1万3000トンであるが、その減量目標が表20、表21によると食品ロス対策で10年かけて1割強程度である。調理くずの減量は困難のようである。これは、生ごみの資源化にこだわることにより多額の費用と多くの手間がかかることからエコパーク21の活用を見送る等によるものと考えられる。発想の転換が必要である。

そこで、久喜宮代衛生組合で実施していた減容を主目的とし、生ごみの分別収集が比較的容易な事業系（給食センター含む）を先行させ、家庭系は透明・半透明の袋で無料で出すことができることやモデル地区での実施を検討してはどうか。減容を主目的とすることにより、手間と費用の削減が相当できるのではないかと考える。ただ、ごみ排出量の判断基準をどの時点で行うかにより、数字が変わる。要検討である。もっとも、焼却量は減る。それによるコスト減及び炉に余裕ができ周辺自治体からのごみ受け入れが可能・増加することによる収益も見込まれるのではないかと考える。なお、分別収集方法については、久喜宮代衛生組合や土浦市等での実践を参考にされたい。分別収集しない方法として、海老名市の事業者に対する生ごみ処理機購入補助制度がある。これも検討されたい。

- 事業系ごみの削減については、武蔵野市の多量排出事業者への減量指導、啓発の取組により、平成13年度から令和元年度で約6割減という成果が得られている。ぜひとも参考にされたい。
- 箕面市、野田市等で実施されている一定量無料型については、市は研究するということがある。一定の成果が出ているということなので、今後も引き続き研究を進められたい。

5 調査を踏まえての意見

- バイオマス(生ごみ・剪定枝等)の資源化については、現行計画の重点施策であったものの施策の柱であったエコパーク21の整備が未実施であり、生ごみ自家処理容器購入補助等の取組を実施しているが、現状から更に踏み込んだ形で取組を進めることは非常に難しい状況である。

そこで、生ごみの減量についてはリサイクル処理にこだわらず、減量という観点から施策を実施することを検討するとともに、剪定枝の資源化についても他市の事例を参考に更なる検討を行われたい。

- 計画の中に「もったいない」という観点からの記述が不足していると考え。また、使用可能な家具等が捨てられている事例もあることから、捨てる人と必要とする人をつなぐような大型ごみのリサイクル方法についての検討が必要である。

清掃リレーセンターでリサイクルの取組を実施しているが、実施していることを知らない人もおり、更なる周知が必要である。また、高齢化の進展等により、清掃リレーセンターへの持ち込みが困難な人もいることから、敷地の確保等課題もあるが、代替施設等の設置等も含め、他市の取組も参考に検討されたい。

- 事業系ごみの減量・資源化については基本方針にも記載のとおり、更なる取組の推進が必要と考える。市は現在、店舗面積1,000平方メートル以上の大規模小売店舗等の対象事業者に対して事業系一般廃棄物減量化計画書の作成を求め、事業系ごみの資源化を促進しているが、計画書に基づく立入検査による指導までは行っていない。

今般調査を実施した先進地など、他の自治体の取組実績を踏まえると、立入検査の効果は高いと考えることから、立入方法、人員体制等他の自治体の取組も参考に、商工会議所等とも連携し、事業者の理解を得ながら取組を進められたい。

- 現行計画では、目標達成に向け様々な事業を実施しているものの、その事業を実施することにより目標に対してどれだけの効果があったかなどの十分な検証作業が行われないうまま、新たな取組を実施する等、現行計画の総評でも記載のとおり、PDCAサイクルによる計画の進行管理が不十分であった。

次期計画については、現行計画10年間の実状、実績を踏まえて具体的に、達成可能な計画にするとともに、わかりやすい数値目標を設定することで、適切に計画の進捗状況を検証できる体制を構築されたい。また、目標と現状の乖離をどう埋めていくのか、取組できない施策があれば、その代替施策をどのようにするのか等、適切な進行管理を行い計画を進められたい。

生駒市議会市民文教委員会

| | | | |
|-----|------|------|------|
| 委員長 | 成田智樹 | 副委員長 | 中嶋宏明 |
| 委員 | 福中真美 | 委員 | 浜田佳資 |
| 委員 | 改正大祐 | 委員 | 上村京子 |